

法学部や法科大学院、公共政策大学院などで法律を学ぶ多くの学生の皆さんにとって、六法に載っている法律の条文は、解釈、適用の対象であるのが一般的ではないかと思えます。

しかし、同じ法律でも、解釈、適用の対象としてみる場合と、これをつくる側に立つ場合とでは、条文に対する見方、考え方も大きく変わってきます。法律を解釈する場合は、様々な解釈の幅の中から、具体の現実在即し公平妥当な解決を図ったり、多くの人々の正義にかなう解釈を試みることが第一義になります。これに対し、法律をつくる場合（あるいは、契約書などの条項をつくる場合も同じですが）は、条文は、何よりも、一義的に明確、かつ、平易なものであることが重要になってきます。必ずしも専門家ではない、条文を読む普通人々Ⅱ一般の国民にとって、行為の予測可能性が確保されるよう、そして、予期せぬ不意打ちを受け無用のトラブルに巻き込まれることのないように、あらかじめ配慮しておくことが極めて大切になってきます。

こうした要請に応えるため、「法制執務」と呼ばれる、解釈学とは別の世界が、先人達の手によって作り上げられています。法制執務における用語の数々は、私たちの日常用語とは少し異なる独自の世界を持っていることは否定できません。しかし、法律は、一部の専門家だけのものではありません。法律は、国民代表からなる国会において、国民のためにつくら

れるものです。一般の国民にとって分かりやすく、かつ、正確な条文をいかにしてつくるか——法制執務、法令用語独特の細かなルールも、実は、先人達のそうした努力の積み重ねの結果、できているものなのです。

本書は、「法解釈」の世界と、「法制執務」Ⅱ「立法」の世界とをつなぐ、いわば架け橋となるような内容を目指して、基礎的な法制執務用語や、立法の世界の常識について、ご紹介しています。法律をつくる側の常識、ノウハウを知ることによって、現在の皆さんの勉強が、より厚みのある奥深いものになる、その一助になれば幸いです。

本書の内容は、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの二年間、計二四回にわたり雑誌『法学教室』に「条文の読み方―法制執務用語解説」として連載されたものをベースに、今回の単行本化にあたり、全体の構成を再度見直し、加筆修正を施したものです。

最後に、雑誌連載当初の企画段階から、絶えず私どもを励まして下さった有斐閣雑誌編集部 部の足立暁信、藤井崇玄の両氏に、感謝申し上げます。

平成二十四年三月

法制執務用語研究会



# 第1部 基礎知識編 条文を読む前に

## 第1章 法律の種類

- Q 01 法令には、どのような種類のものが、どれくらいの数あるのでしょうか？ 002
- Q 02 制定される法律には、どのようなパターン（型）がありますか？ 003
- Q 03 法律番号とは何でしょうか？ 005

## 第2章 法律の構造

- Q 04 法律は、どのような構造になっているのでしょうか？ 007
- Q 05 「本則」に定められる事項と「附則」に定められる事項とは、  
どう違うのでしょうか？ 008
- Q 06 「総則」には、どのような事項が規定されるのでしょうか？ 010
- Q 07 条の中の構造は、どうなっていますか？ 011
- Q 08 施行期日の定め方には、どのようなものがありますか？ 013



## 第2部

### 法制執務用語編

条文の読み方

①

「及び」「並びに」「かつ」

028

②

「又は」「若しくは」

032

Q 15

国会で制定された法律は、どのようにして国民に周知されますか？

024

Q 16

制定された法律や現行法を調べるにはどうすればよいのでしょうか？

025

## 第4章 法律の調べ方

Q 14

法律案に対する意見が与野党、衆参で異なる場合は、どのように調整されるのですか？

022

Q 13

修正や附帯決議は、どのようなときに行われますか？

020

Q 12

国会での審議はどう進められるのでしょうか？

019

Q 11

法律案は、誰が提出できるのですか？

018

## 第3章 法律の制定過程

Q 10

法律を廃止する場合は、どのようにするのですか？

016

Q 09

経過措置とはどういうものでしょうか？

014

19	「事業」「営業」	119
18	「適法」「正当」「適當」「適正」	115
17	「違法」「不法」「不正」「不当」	110
16	「なおその効力を有する」「なお従前の例による」	106
15	「準用」「適用」「読替え」	099
14	「推定する」「みなす」	095
13	「科する」「課する」	091
12	「ただし」「この場合において」	086
11	「この限りでない」「妨げない」	079
10	「……してはならない」「……することができない」	074
9	「する」とする「ものとする」「しなければならない」	067
8	「遅滞なく」「直ちに」「速やかに」	062
7	「以前」「前」「以後」「後」	058
6	「者」「物」「もの」	051
5	「場合」「とき」「時」	046
4	「係る」「関する」	040
3	「その他」「その他の」	036



## コラム

- |                |    |                     |     |
|----------------|----|---------------------|-----|
|                | 20 | 「期日」「期限」「期間」        | 123 |
|                | 21 | 「同意」「承認」「合意」        | 127 |
|                | 22 | 「通知」「告知」「通告」        | 134 |
|                | 23 | 「公表」「公開」「開示」        | 138 |
|                | 24 | 「公布」「施行」「適用」        | 143 |
|                | 25 | 「主務大臣」「主任の大臣」「所管大臣」 | 150 |
| 題名のない法律        |    |                     | 044 |
| 基本法ブーム？        |    |                     | 056 |
| 法律の賞味期限        |    |                     | 072 |
| 立法者からのメッセージ    |    |                     | 084 |
| 行政府に対する宿題      |    |                     | 104 |
| 「電子情報処理組織」って何？ |    |                     | 132 |
| 締切りに要注意        |    |                     | 148 |



第1部

# 基礎知識編

条文を読む前に

## 第1章 法律の種類

法令には、どういう種類のものか、  
どれくらいの数あるのでしょうか？

A1

法令には、制定主体や効力の異なるいくつかの形式があります。

我が国における法形式の最上位に位置づけられているのは、当然、国の最高法規とされる「憲法」です。これに違反する法律、命令などは効力を有しません（憲法九八条一項）。

憲法に次ぐのが、国の唯一の立法機関（憲法四一条）とされている国会の定める「法律」で、その下に、行政機関の定める命令が位置づけられます。命令には、まず、内閣の定める「政令」、これに次いで、各府省大臣の定める「府令」・「省令」があります。内閣府令は内閣府の長としての内閣総理大臣が各省大臣と同じ立場で定める命令です。総務省令、法務省令などの省令も、各省の長

である大臣が定める命令です。この府令と省令の効力は同格で、上下関係にはありません。

政令や府省令のほかに、行政機関の定める特殊な命令があります。会計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則などの独立性の高い機関が定める「規則」です。なお、これらの行政機関の規則とは別に、立法機関である各議院の定める「議院規則」、司法権を担う最高裁判所の定める「最高裁判所規則」が憲法上位置づけられています（それぞれ憲法五八条二項及び七七条一項）。議院規則は、立法府が定めるものですが、法律とは異なり、両議院ではなく、それぞれの議院が単独で定める内部規則です。

そのほか、「条約」や地方公共団体が定める「条例」、「規則」もあります。

さて、現在法律はいくつあるのでしょうか。毎年、ほぼ一〇〇件を超える法律が国会で成立して、公布されています。戦後の第一回国会から第一七九回国会まで（一九四七年五月から二〇一一年二月まで）に成立した法律は、約九八〇〇件に及びます。民法のように戦前から続く法律もあることを考えると、さらに数は増えるはずなのですが、実際には、現行法律は約一八六〇

件といわれています（ちなみに、政令については約二〇〇〇件、府令・省令については約三八〇〇件といわれています）。

不思議に思われるかもしれませんが、それは、公布される法律のかんりの部分を、一部改正法といわれる法律が占めているからなのです。既存の法律の内容を変更するためには、その法律を改正するという内容をもつ「〇〇法の一部を改正する法律」という題名の別の法律による必要があるのですが、このような一部改正法の規定は、施行されると既存の法律に溶け込んで消えてしまうのです。

このほか、既存の法律を廃止する法律（「〇〇法を廃止する法律」）によって廃止されることもありますし、有効期限があらかじめ定められ、期限の到来と同時に自動的に失効する法律もあります。また、廃止の手続はとられていないものの、法で規定する対象が存在しなくなるなどして、実効性を喪失した法律もあります。

しかし、一方で、廃止された法律であっても、なお効力を有することとされているものもあり（「なおその効力を有する」の意味については、第2部 10-1（六頁参照）、現行法の数を確定するのは、意外に難しい作業なのです）。



Q2

制定される法律には、どのようなパターン（型）がありますか？

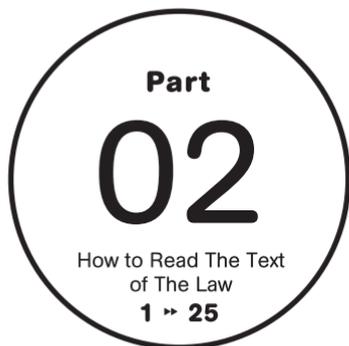
←

A2

法律は最初、「〇〇法」あるいは「〇〇」に関する法律」等として新規制定されますが、社会情勢等の変化に伴って、内容に変更を加える必要が生じます。

まず、法律の内容の一部を変更しようとする場合には、「〇〇法の一部を改正する法律」という法律が作られることとなります。この、法律の一部を改正する方式として、我が国では、いわゆる「溶け込み方式」が採られています。「溶け込み方式」とは、元の法律の文言に対して、「改める」「加える」「削る」「…とする（条等の移動）」という形（いわゆる「改め文」）で改正を行っていく方法です。一部改正法は、それ自体が一つの法律であると同時に、改正規定自体は改正の対象である元の法律に溶け込んで消えてしまうという、少し複雑な性格をしているのです。

改正方式には、このほか、アメリカ合衆国憲法のよう



第2部

法制執務用語編

条文の読み方

# ①

## 「及び」「並びに」「かつ」

「及び」、「並びに」、「かつ」は、数ある法令用語の中では、最も基礎的な用語の一つでしょう。「及び」も「並びに」も「かつ」も、極めてありふれた日常用語でもあります。これらの三つの単語は、いずれも、複数の語句を併合的に結び付ける接続詞ですが、法令上の用法には違いがあります。

### ④ 基本型／「及び」

まず、二つの語句を単に並べるときには、単純に、「A及びB」とすればよいのですが、三つ以上の語句を並列して並べるときには、それぞれの語句を「」でつないでいき、一番最後のところで一回だけ「及び」を用います（なお、体言が並ぶときは「及び」の前に「」は打ちませんが、用言が並ぶときには、「及び」の前にも「」を打ちます）。

#### 【例1】

警察法（昭二九法一六二）

（警察官の階級）

第六二条 警察官（長官を除く。）の階級は、警視總監、

警視監、警視長、警視正、警視、警部、警部補、巡査部

長及び巡査とする。

#### 【例2】

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（平一二法一四

四）

第一条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情

報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役

割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生

かした自主的な施策を策定し、**【及び】**実施する責務を有

する。

### ⑤ 階層型（その二）／「及び」「並びに」（二段階）

【例1】【例2】のように、単純に同じレベルで並ぶ場合はいいのですが、この並びが複数のレベルで構成されているときには、一番小さな段階に一回だけ「及び」を用い、それより大きい段階には、すべて「並びに」を用

いる、という約束事があります。

まず、レベルが二段階のケースから見ていくことにしましょう。

### 【例3】

第二条第三項、第四項及び第八項並びに第五条第五項、第六項及び第十項

### 【例4】

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律  
(平四法七五)

(財産権の尊重等)

第三条 この法律の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、**並びに**国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

右の【例3】で分かるように、まず大きく「第二条」グループと「第五条」グループに分けられ、全体が「並びに」で結ばれています。そして、「第二条」、「第五条」のそれぞれの内部が、「、」と「及び」でつながっているのです。

また【例4】も、AⅡ「関係者の所有権その他の財産

権を尊重し」と、BⅡ「住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し」と、CⅡ「国土の保全その他の公益との調整に留意し(なければならない)」の三つが、「A、B並びにC」と大きく並んでいて、そのうちBの内部が、更に「及び」で二つに分かれているという構造となっています。

更に段階が三つ以上になる場合は、どうなるでしょう。

## ◎階層型(その二)「及び」「並びに」(三段階以上)

### 【例5】

国家公務員倫理法(平一一法二二九)

第三十九条① 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、法律の規定に基づき内閣に置かれる各機関、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれる各機関及び内閣の所轄の下に置かれる機関**並びに**会計検査院**並びに**各特定独立行政法人(以下「行政機関等」という。)に、それぞれ倫理監督官一人を置く。

### ②(略)

「、」「及び」のほかに、「並びに」も複数出てきますが、この条文の基本構造はこうなります。